

「大阪府障がい者サポートカンパニー制度実施要領」、「大阪府障がい者サポートカンパニー登録基準」について、環境変化を踏まえた見直し、取扱い明記のための追記及び文言修正を行う。

対象	主な改正内容	理由																				
登録基準	特例子会社制度等に該当する場合の登録基準の明記	<table><tr><th>項目</th><th>法</th><th>申請主体</th><th>対象となる障がい者雇用数</th></tr><tr><td>ア 特例子会社制度</td><td>44条</td><td>親事業主、特例子会社</td><td>親事業主及び特例子会社の合算</td></tr><tr><td>イ 関係会社特例</td><td>45条</td><td>親事業主、特例子会社 関係会社</td><td>親事業主、特例子会社及び関係会社の合算 関係会社単体</td></tr><tr><td>ウ 企業グループ算定特例 (関係子会社特例)</td><td>45条の2</td><td>親事業主、関係子会社</td><td>申請主体の親事業主もしくは関係子会社単体</td></tr><tr><td>エ 事業協同組合等算定特例</td><td>45条の3</td><td>事業協同組合等 特定事業主</td><td>事業協同組合等及び特定事業主単体の合算 特定事業主単体</td></tr></table>	項目	法	申請主体	対象となる障がい者雇用数	ア 特例子会社制度	44条	親事業主、特例子会社	親事業主及び特例子会社の合算	イ 関係会社特例	45条	親事業主、特例子会社 関係会社	親事業主、特例子会社及び関係会社の合算 関係会社単体	ウ 企業グループ算定特例 (関係子会社特例)	45条の2	親事業主、関係子会社	申請主体の親事業主もしくは関係子会社単体	エ 事業協同組合等算定特例	45条の3	事業協同組合等 特定事業主	事業協同組合等及び特定事業主単体の合算 特定事業主単体
	項目	法	申請主体	対象となる障がい者雇用数																		
	ア 特例子会社制度	44条	親事業主、特例子会社	親事業主及び特例子会社の合算																		
	イ 関係会社特例	45条	親事業主、特例子会社 関係会社	親事業主、特例子会社及び関係会社の合算 関係会社単体																		
	ウ 企業グループ算定特例 (関係子会社特例)	45条の2	親事業主、関係子会社	申請主体の親事業主もしくは関係子会社単体																		
エ 事業協同組合等算定特例	45条の3	事業協同組合等 特定事業主	事業協同組合等及び特定事業主単体の合算 特定事業主単体																			
障害者雇用状況報告義務のない事業者の登録要件の見直し	【現状】 障がい者雇用数の要件を要せず、障がい者雇用等の施策への協力又は協力意思があれば登録可。 【改正案】 登録…府障がい者雇用セミナー参加 優良登録…変更なし ※改正前に登録済の事業者は、当該登録期間満了まで登録有効	「就労移行支援体制加算(※)」 終了後の継続雇用状況を登録要件化 ※就A等から一般就労へ移行し、6月以上の就労継続者1名以上の場合の加算																				
就A事業所の登録制度の廃止 障害福祉サービス等事業者の要件整備	【国】 就A利用者は、雇用契約あり、法定雇用障がい者数に算定可となっている。 一方、厚生労働省「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度(もにす認定)」では、「指定就労支援A型の利用者を除き、雇用率制度の対象障害者を1名以上雇用していること」としている。 【経緯】 就Aの経営改善支援及び好事例発掘を目的に、就Aのサポートカンパニー登録要件をH30年より新設 登録数は低迷。H30導入後に就Aの報酬制度変更(スコア制度導入)、就Aの運営事例等の情報の増。→制度見直しが必要。 【方針】 ①就A「事業所」としての登録制度廃止 今後、就Aには、就労支援力や経営力向上に関するセミナー・情報発信や、適正な事業所運営に向けた指導等を通じ、質向上に向けた支援を行う。 ②障害福祉サービス等「事業者」(法人)の登録要件整備 事業内容が「障がい福祉」であり、利用者募集のための事業PRとしての活用も想定されることから、一般企業と一部要件を変更。 【改正案】指定障害福祉サービス事業及び指定障害児支援事業を運営する事業者の場合 登録:ア就A利用者以外で1名以上を1年以上雇用 イ法定雇用障がい者数充足 ウ指定後1年経過 エ 行政処分等なし 優良登録:上記に加え、府施策への協力実績 (障がい者実習受け入れ、障がい者施設への発注実績は要件から除外) ※改正前に登録済の事業者は、当該登録期間満了まで登録有効																					
障害者虐待防止法に基づく障がい者虐待に関する取扱いの明記	・府として障がい者虐待防止は重要と考えており、虐待防止に係る要件を追記する。 「過去3年、虐待の事実が認められていないこと、また、過去に判断有の場合、対応終結日から3年以上が経過し、登録申請時点で事実が存在しないこと。」																					
実施要領	法定雇用障がい者数達成の時点の取扱いの明記	・法定雇用障がい者数達成状況は、登録申請日の直前に国へ報告した各年の6月1日現在の障害者雇用状況報告書の写しを提出することとしているが、6月1日時点は未達だったが、その後に達成した場合、申請日時点の状況を当該報告書に準じた様式にて、提出できる旨を明記する。																				
	ロゴマークの取扱いの明記	・ロゴマークの取扱いを明記する。 ・任意のサイズで使用でき、白黒使用も可。ただし、一部が欠けた状態での使用については認めない。																				

「就労移行支援体制加算(※)」
終了後の継続雇用状況を登録要件化
※就A等から一般就労へ移行し、6月以上の
就労継続者1名以上の場合の加算

参考:制度変更等

雇用率	●障がい者の法定雇用率の引き上げ	R6.4月:2.5% R8.7月:2.7% 障がい者雇用数、実雇用率ともに過去最高を更新(R7)
就A	●スコア制度の導入(R3導入、R6改正) ●障害福祉サービス等情報公表制度(H30施行) ●就Aの好事例集(H30～) ●就労継続支援事業所指定・指導ガイドライン(R7)	生産活動収支改善と効果的な取組等がスコアで評価され、基本報酬に反映 利用者がニーズに応じたサービスを選択するため事業内容公表 厚生労働省HPIにて、全国の就Aの経営改善、生産活動の事例集等を公開 厚生労働省が適切な事業所運営に向け、ガイドラインを発出

